

## 令和2年 第6回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和2年7月27日(月) 15時00分から15時40分
2. 開催場所 : 進修館 大ホール
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	—
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	○
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

### 4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第18号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第19号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第20号	相続税の納税猶予に係る適格者証明について
日程第5		報告事項

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	井上 正己
	事務局次長兼産業観光課副課長	菅原 隆行
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	伊与泉 勝
	農地調整担当主事	小林 美香

## 6. 会議の概要

### ◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒や換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は13名、欠席委員は1名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和2年第回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「■番■■■■委員」と「■番■■■■委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■の田畑5筆で面積は3,418㎡でございます。譲渡人は■■■■にお住まいの方3名で、譲受人は■■■■にお住まいの農家の方です。権利の移転形態は所有権移転です。詳細につきましてはお手元の議案書並びにモニターをご参照ください。

本申請の経緯についてですが、申請地を所有していた方が亡くなり相続によって取得した農地全5筆について、この先、相続人である譲渡人が耕作する予定はないため、町内で営農している譲受人へ所有権移転を行い耕作するために今回申請となった次第でございます。農地を農地として譲り渡すことから、本件は農地法第3条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■■から北東に800メートル程の位置をはじめとする5筆です。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。適切に耕作されております。農地取得後は水稲管理とキャベツを作付けする計画となっております。

申請地の現況につきましては以上です。次に、譲受人の耕作状況についてご確認頂きます。今回の譲受人の経営農地は町内に7筆ございます。総面積は6,948㎡でございます。事前に事務局で農地を全て回り現況は確認しておりますが、皆さまにも耕作状況をご確認していただきます。

### (現状の確認)

以上で譲受人の耕作地の説明は終了です。最後に農地法 3 条 2 項に基づく判断基準 5 点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の 1 点目は全部効率利用要件です。これは持っている農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。今ご覧頂きましたように、耕作地全てが適切に利用・耕作されております。

2 点目は面積要件です。権利取得後の経営面積が下限面積である 5,000 m<sup>2</sup>を超えている必要があるという点です。申請地取得後の譲受人の経営農地総面積は 10,366 m<sup>2</sup>となります。

3 点目は農作業常時従事要件です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間 150 日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、年 340 日従事と記載されておりました。

4 点目は農業生産法人の要件についてですが今回は該当ございません。

5 点目は地域との調和要件でございます。この要件につきましても、現在、申請地周辺で農作業に従事しており、地域での取り組みを遵守していることから、特に問題ございません。

以上の観点から、農地法 3 条 2 項の各号の許可要件を全て満たしていると考えます。以上で「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくをお願いいたします。

(■番■■■委員)

■番■■■です。現地確認をしてきましたが特に問題はございません。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

(■番■■■委員)

地区担当の■番■■■です。若い農業者もいないので、地元としては大賛成です。ただ、私なりの問題が 2 つあります。1 つは、利用権設定をしていた土地があったと思いますがそれはそのまま良いのでしょうか。

(事務局)

利用権を設定されていた筆については、3条の申請前に解約の申し出がございましたので、利用権の解約手続きが済んでおります。

(■番■■■委員)

以前の耕作者は今回の件はご存じですか。実際に稲が植えてあるところは今後どうなっていくのですか。

(事務局)

解約の時点で、耕作者と地権者両方の連名で解約届を提出いただくので話を知っていると思います。また、今後は譲受人自らが耕作していくと聞いております。

(■番■■■委員)

譲受人は今まで稲を育てた経験はないと思いますが。

(事務局)

事務局で伺った話では、里親となっている農家さんから農機具を借りて稲作も行っていくと聞いております。

(■番■■■委員)

もう1つの問題は、今回の申請地のうち陸田組合が一部を借りて水路を通して、毎年借地料を地主に支払っているがそのことを譲受人は知っているのですか。さらに、その水路の部分に農機具の入り口を作りたいそうですが、陸田組合とはどのようにすればいいのですか。

(事務局)

水路の件は今回事務局としては聞いていませんでしたが、陸田組合との調整については今後、費用などの面も含めて譲受人と組合の双方で話し合いをして調整いただくことになると思います。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>



しては、1日当たり10トン車が10台稼働する計画です。現況についてはこちらの写真をご覧ください。また、今回の申請者である譲渡人が今後も申請地を耕作していくこととなりますが、町内のその他の所有農地についてもご確認いただきます。

(現状の確認)

農地法の観点から触れますと、申請地の農地は農振農用地区域に該当します。上述しました施工計画については宮代町各課・各担当と調整済みであることをご報告いたします。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程よろしくご願ひいたします。

(会長)

それではご審議の程よろしくご願ひいたします。

(■番■■委員)

■番■■です。現地確認をして来ました。水捌けが悪いので作物を作るには埋め立てをして嵩上をしなければ耕作出来ないところで、事務局の説明にもあるとおり他の農地もきちんとしているので問題ないと思います。ご審議の程よろしくご願ひいたします。

(■番■■委員)

■番地区担当の■■です。問題はないと思いますのでよろしくご願ひします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

続きまして、日程第4・議案第20号「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を上程いたします。それでは、事務局説明願ひます。

(事務局)

それではご説明いたします。まず、相続税の納税猶予に係る適格者証明についてですが、新たに納税猶予を受けようとする者は、「被相続人要件」「農業相続人要件」「特例農地等要件」「猶予相続税額及び利子税額に見合う担保の提供」「相続税申告書の提出期限」を満たす必要があります。皆さまには2項目の「農業相続人要件」についてご審議いただきます。これは、「相続税納税猶予を受けようとする農業相続人は、農業経営を行っており、今後も引き続き農業経営を行うと認められる必要がある」というものです。対象となる農地の現況を確認いただき、今後も引き続き農業経営を行いうるかを判断いただきます。なお、法律が一部改定され、今までは申請後20年を経れば相続税の免除が確定となっておりましたが、現在、調整区域の農地については相続人が亡くなるまで、相続税は免除されなくなっております。市街区域の農地は従来どおり20年を経れば免除となっております。

それでは、本案件の説明に入ります。詳細はお手元の議案書およびモニターをご覧ください。相続人は■■■■■にお住まいの方です。相続開始は■■■■■月■日となっております。相続税納税猶予を受けようとする農地は全部で9筆あり、面積は合計5,328㎡となっております。今回の申出人■■■■■で、■■■■■ずつとなっておりますので対象地の説明は同時にさせていただきます。対象地の位置はモニターの通りです。事務局が現場を確認し、写真を撮影してまいりましたので、一緒にご確認下さい。

#### <現況の確認>

以上で説明を終了します。ご審議の程よろしくおねがいたします。

(会長)

それではご審議願います。

それではこの件については、「相続税の納税猶予に係る適格者として認める」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

#### <全員挙手>

それではこの件について「相続税の納税猶予に係る適格者として認める」ことといたします。

続きまして日程第5「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が7月10日となっております。10日までに、4条届出はございませんでした。5条届出は1件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和2年第6回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会



上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和2年8月25日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印